

平成31年4月1日施行

甘楽町手話言語条例が制定されました

手話は、日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であり、ろう者にとって日常生活に欠かすことのできない大切な言葉です。

この条例は、「手話は言語である」との認識に基づき、手話への理解の促進や、普及、手話を使用しやすい環境の整備を行い、全ての町民が共に生きる地域社会の実現を目指します。



甘楽町手話言語条例の概要

●目的

手話が言語であるとの認識に基づき、全ての町民が共に生きる地域社会を実現することを目的としています。

●基本理念

ろう者やろう者以外の人、お互いの個性を尊重し合いながら共に生きることを基本とし、ろう者の意志疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ることを基本理念としています。

●町の役割

手話に対する町民の理解を広げ、ろう者が手話によるコミュニケーションがしやすい環境の整備に努めます。また、その環境の整備にあたっては県そのほかの関係機関と連携をして、協力して施策の推進に努めます。

●町民の皆さんの役割

地域社会で共に暮らす一員として町が推進する施策に協力し、手話に対する理解の促進・普及に努めます。

●事業所の皆さんの役割

ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境の整備に努めます。

●施策の推進

- 手話に対する理解および手話の普及の促進
- 手話による情報発信および取得
- 手話による意思疎通支援
- 手話通訳者の確保および手話通訳環境の充実

■ 問合せ先 にこにこ甘楽 ☎ (67) 7655
健康課福祉係 内線602・603

聴覚障がいとは

ろう者…音声言語を獲得する前に失聴した人。
手話を第一言語としている人がほとんど。

難聴者…聞こえにくい、まだ聴力が残っている人。補聴器を使って会話できる人から、わずかな音しか入らない人までさまざまです。

中途失聴者…音声言語を獲得した後に聞こえなくなった人。

手話はみんなの言語です

耳が「聞こえない」「聞こえにくい」ことは、音による情報取得が困難で、周囲の出来事に気づきにくいので、コミュニケーションも取りにくくなってしまいます。

また、周囲の人の理解が得られなかったりと、日常生活や社会生活の中で不便を感じることもあります。一人でも多くの皆さんに手話について理解していただき、ろう者や手話を必要とする人が安心して暮らせる社会の実現を目指します。

手話教室(平成29年度)



よろしく

お願いします

介護施設サービスにおける食費・居住費の負担を助成します

■ここに甘楽(67)7655 健康課介護保険係 内線621・622

介護保険事業には、**所得に応じて利用者の負担が軽減される制度**があります。

該当の有無は世帯の所得状況によって異なりますので、**まずはお問合せください。**

介護保険 負担限度額認定申請

介護保険の施設サービスを利用するときの食費や居住費の負担を助成する制度です。

対象となる費用

次の施設で入所またはショートステイを利用した場合の食費と居住費

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護医療院

対象となる人

対象となる課税や所得の状況は下の表のとおりで、認定されると「**介護保険負担限度額認定証**」が交付され、認定証に記載されている限度額以上の自己負担が助成されます。

対象となる人	利用者負担の段階
老齢福祉年金受給者で、世帯全員の住民税が非課税の人、または生活保護受給者の人など	第1段階
世帯全員の住民税が非課税で、利用者本人の合計所得金額+課税年金収入額および非課税年金(遺族年金・障害年金)の合計が80万円以下の人など	第2段階
世帯全員の住民税が非課税で、上記に該当しない人	第3段階

※世帯全員とは世帯分離している配偶者も含みます。

※単身で1千万円以上、世帯分離していても夫婦で2千万円以上預貯金がある人は給付対象外です。

適用期間

令和元年8月1日

～令和2年7月31日

申請期間

7月1日～8月1日

持参するもの

- ① 預貯金通帳、有価証券などの写し(銀行名、支店、口座番号、名義、最終残高が分かる部分)
- ② 負債がある場合は、そのことが分かるものの写し
- ③ 本人と配偶者の認め印

※現在助成を受けていて、引き続き対象となる人には町から更新の通知と申請書をお送りします。



善意の紹介

● 滝上くらさん(富岡市)

下記の絵画3点を寄付されました。長岡今朝吉記念ギャラリーに展示しています。

作品名	種別	大きさ	作者
キウイの詩	日本画	F40号	滝上くら
光さす新緑の妙義山	洋画	F10号	滝上昭雄
葉鶏頭	洋画	F10号	滝上昭雄

滝上さんは元教員で福島小・甘楽三中に勤務され、夫の故 滝上昭雄さんは、町教育長(昭和62年6月～平成3年6月)、甘楽二中校長を務められました。



「甘楽町にお世話になったお礼」と長岡館長へ絵画「キウイの詩」を手渡す滝上くらさん(左)

甘楽分署庁舎建設工事地鎮祭が行われました

■企画課財政係 内線243

富岡消防署甘楽分署庁舎建設工事（発注者 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合）の地鎮祭が4月25日、旧甘楽第一中学校跡地（小川）で行われました。町からは、同組合副理事長の茂原町長や同組合議会議員、地元区長などが出席し、工事の無事を祈願しました。

分署庁舎は、鉄筋コンクリート造2階建てで、来年4月に開署予定です。火災や救急の際の出場のほか、地域防災の拠点としての機能が期待されます。



玉串拝礼を行う茂原町長(左から2人目)と町関係者

金婚

結婚50周年（金婚式）を迎えたご夫婦に慶祝状と記念品を贈呈しました。おめでとうございます。

金婚式名簿

(敬称略)

氏名	夫妻	地区
古館	行雄 百合子	天引
飯塚	守悦 喜久代	金井
飯塚	満洋 美知代	秋畑
飯塚	徳翁 勝子	秋畑
田村	哲行 雅子	天引
吉田	清武 子	福島

安全安心の町づくり～防犯委員会を委嘱～

■総務課庶務係 内線211

令和元年度甘楽町防犯委員委嘱状交付式および研修会が5月15日に町公民館大会議室で開催されました。2

年間地域の防犯活動に取り組み、5支部131人が防犯委員に委嘱されました。また、多年にわたり委員を務められた退任者7人に感謝状が贈られました。

研修会では、富岡警察署生活安全課の四宮清光課長しみずから特殊詐欺の現状と対策について、映像を交えながら講話がありました。

退任防犯委員

感謝状受賞者

秋畑支部 増田 馨さん
小幡支部 山田文義さん
善慶寺・国峰支部 森平正親さん

福島・大山支部 丸澤秀男さん

新屋支部 吉田藤樹さん
堀口幸雄さん

飯野孝一さん

ご協力ありがとうございました。



地区支部長に町長より委嘱状が手渡されました

委員紹介 (敬称略)

監査委員 (議会推薦)

◎山崎澄子

(町議会議員・天引・新任)

任期 令和元年5月8日から
令和5年4月26日まで

国民年金からのお知らせ ■ 住民課住民係 内線264

保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ

保険料の追納をおすすめします



国民年金保険料の免除(全額免

除・一部免除)・納付猶予・学生納

付特例の承認を受けた期間につい

ては、年金を受け取るために必要

な受給資格期間に算入されますが、

老齢基礎年金の受け取る年金額は、

保険料を全額納付したときよりも

少なくなります。

これらの期間は10年以内であれ

ば、さかのぼって**納付(追納)**する

ことができ、将来受け取る年金額

を増やすことができます。

ただし、免除などの承認を受け

た期間の翌年度から起算して3年

度目以降に追納すると、当時の保

険料額に一定の加算額が上乘せさ

れますので、お早めの追納をおす

めします。

追納を希望される人は、住民係ま

たは高崎年金事務所までお問合せ

ください。

〈手続きに必要なもの〉

● 年金手帳

● マイナンバーのわかるもの

● 認め印

■ 注意事項

・ 申し込みにより、納付書が郵送さ

れますので、送られた納付書で支

払いをしてください(口座振替や

クレジット納付はできません)。

・ 承認された期間のうち、原則古い

期間のものから納付してください。

■ 問合せ先

高崎年金事務所

☎027(322)4299

節電対策

■ 総務課庶務係 内線211

クール・ビズを

実施しています



町では、経費節減と二酸化炭素排
出量削減のため、使用電力量削減を
目標に次のとおり取り組みます。

- 1 5月1日から10月31日までクー
ル・ビズを実施します。
- 2 冷房の設定温度は28℃とします。
- 3 蛍光灯の削減を継続します。
- 4 緑のカーテンを設置します。
- 5 パソコン、プリンターなどの電
源をこまめに切るよう心掛けます。
- 6 夜間就業時のLED電気スタン
ド利用を推奨します。
- 7 役場本庁舎、文化会館はデマン
ド監視制御装置により最大電力量
を制御します。
- 8 会議などの通知にクール・ビズ
の協力依頼を記入します。

皆さんのご理解とご協力をお願い
します。



→ 4月26日、グリーンカーテン用の
ネットを設置し、ゴーヤの苗を植え
ました(役場本庁舎東側)



「ありがとう」 もっとできるよ お手伝い (小幡小5年 西有優暉)
いっだって 家族みんなが おうえんだん (新屋小5年 加部松和子)

甘楽町青少年育成推進員連絡協議会が
平成30年度に募集した「家庭の日」標語の
優秀賞作品です。(学年は30年度・敬称略)

毎月
第1日曜日
家庭の日